

## シニアフェロー及びフェローの委嘱について（案）

（平成28年6月 日食品安全委員会決定）

## （総則）

第1条 食品安全委員会（以下「委員会」という。）のシニアフェロー及びフェローの委嘱、活動内容、秘密保持義務、報酬及び費用、解嘱等については、この規程の定めるところによる。

## （シニアフェロー）

第2条 委員長は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有し、専門調査会における調査審議に必要と認められる者のうちから、シニアフェローを委嘱することができる。

2 シニアフェローは、次に掲げる活動を行う。

- 一 食品安全に係る各分野における高い識見を有する立場から、委員又は事務局職員からの求めに応じて、必要な知見の提供や助言等を行うこと。
- 二 専門調査会の座長からの求めに応じて、当該専門調査会に出席すること。
- 三 委員会からの求めに応じて、委員会が主催するシンポジウム等に参加すること。

## （フェロー）

第3条 委員長は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有し、専門調査会における調査審議に資すると認められる者のうちから、フェローを委嘱することができる。

2 フェローは、次に掲げる活動を行う。

- 一 委員会の業務運営に長期間携わってきた立場から、委員又は事務局職員からの求めに応じて、必要な知見の提供や助言等を行うこと。
- 二 委員会からの求めに応じて、委員会が主催するシンポジウム等に参加すること。

## （秘密保持義務）

第4条 シニアフェロー又はフェローは、その職務に関して知り得た秘密を

他に漏らしてはならない。シニアフェロー又はフェローでなくなった後においても、同様とする。

(報酬及び費用)

第5条 シニアフェロー又はフェローは、その職務に関して、委員会から報酬を受けない。

2 シニアフェロー又はフェローは、委員会の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

(解嘱)

第6条 委員長は、シニアフェロー又はフェローが心身の故障その他の事由により職務を行うに適しないこととなったときは、これを解嘱することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、シニアフェロー又はフェローの委嘱につき必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、委員会で決定された日から施行する。